

国税通則法が改悪され、帳簿などの提示・提出や留め置き、修正申告の勧奨など税務署の権限が強化されました。だからといって何でもできるわけではありません。私たちが求めていた「税務調査の事前通知」が税務署に義務づけられ、10項目の通知が必要になりました。税務調査はあくまで任意調査であり、納税者の同意と協力が前提であることは変わっていません。

民商が力になります

～3つの対策～

●「記帳」が力に

商売にとって記帳は大切です。民商で自分にあった記帳を見つけましょう。領収書整理から日計表の付け方、パソコン記帳など自分ででき自信がつきます。

●納税者の「権利」を力に

民商は納税者の権利を守って60年。今回の法律改正に対しても、いち早く調査対策パンフを作成。法律を学び、権利を身につけ、不当な調査をはねのけましょう。

●「団結」が力に

消費税10%になれば商売がつぶされます。法律を変えて、税務調査をさらに強化するなど、もってのほかです。民商で団結して、いっしょに商売を守りましょう。

① 調査には理由が必要です

税務調査をするには、それ相当の理由が必要です。「調べてみなければ分からない」などというのは理由になりません。税務署には具体的な理由を説明する義務があります。



② 「密室の調査」は危険です

税務署は「納税者とだけ話をする」と密室での調査を行います。不安な状態で税務署のいいなりになった人が少なくありません。誰か信頼のできる人に立ち会ってもらいましょう。



③ 理由も分からないまま、帳簿や伝票、通帳を見せる必要はありません

安易に取引先や取引銀行を教える必要はありません。教えたために銀行などを調べられ、身に覚えのない高額な修正申告や加算税を迫られた人がたくさんいます。



税務署員は何でもぎぎやるわけでもありません

大阪国税局管内でも

和歌山・海南税務署

法定外文書を大量に送りつけ、人権侵害的な調査も

「所得税（及び消費税）の申告内容の見直し・確認について」という文書をミカン農家に大量に送りつけています。改悪された国税通則法の「調査に該当しない行為」の実践例とみられます。

また、「私物のパソコンを開かせる」「医者に行かなければいけないと言っている家人を制止する」など、人権無視の調査も行われています。

中京税務署

突然訪問し、調査。「3年分問題なし」で終了のはずが…

税務署員がAさん宅（飲食業）を突然訪れ、調査。

「平成21年～23年までの3年間の調査」と言われ、Aさんは全面的に協力。税務署員は「3年分は問題なし」と告げたにもかかわらず、「あと2年分の調査もしたい」と言い出しました。拒否するAさんに税務署員は何度も電話をかけてきて執拗に調査を求めています。中京民商では、本人を先頭に6人で税務署交渉を行い、違法な調査はただちに中止するよう申し入れました。

来年1月の法律施行に向けて
税務署が不当なりハールサル調査

税金や税務調査のご相談は

京都府下24民商組織

0120-22-0000

詳しくはwebで

民商きょうと

ウェブ検索

<http://www.kyoshoren.gr.jp/>
E-mail info@kyoshoren.gr.jp